

残業食事規程

(目的)

第1条

この規程は社員の健康を維持し、会社として社員に対しての適正な福利厚生を提供するために定めるものである。

(残業食事)

第2条

所属長が所定の終業時以降の残業時に必要と判断したときは、次条の条件により残業食事を提供する。

(条件)

第3条

残業食事代の提供条件は以下の各号のとおりとする。

- (1) 3時間以上の残業を行うものであること。
- (2) 残業食事を取ることに付き、所属長の事前承認を得ること。
- (3) 残業食事代として会社が負担する金額の上限は1,000円(税込)とし実費での精算とする。
この金額を超えた額については本人が負担する。
- (4) 日本国内出張及び日本国外出張の期間中は対象としない。
- (5) 当該食事時間及び食事の買い出し時間等実働していない時間については労働時間に含まないものとする。
- (6) 購入物の明細が記載されている領収書もしくはレシートを添付すること。
- (7) 食事は会社で食すこと。

付則

2019年10月1日 施行